

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	広川町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.hirokawa.fukuokajp/hp">http://www.town.hirokawa.fukuokajp/hp</a>

執行機関名 広川町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び広川町就学援助費交付要綱(平成18年3月1日施行)による就学の援助費に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年11月10日広川町条例第19号)別表第1 第2の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び広川町就学援助費交付要綱(平成18年3月1日施行)による就学の援助費に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び広川町就学援助費交付要綱(平成18年3月1日施行)による就学の援助費に関する事務であって規則で定めるもの
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、広川町立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒並びに広川町に住所を有し、かつ、広川町立の小学校及び中学校以外の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒のうち、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に対し、必要な援助を与え義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		学校教育法(昭和22年法律第26号) 広川町就学援助費交付要綱(平成18年3月1日施行)による就学の援助費に関する事務であって規則で定めるもの